資料６

東大阪市防災会議運営規程

（趣旨）

第１条　この規程は、東大阪市防災会議条例（昭和４２年東大阪市条例第９６条）第６条の規定に基づき、東大阪市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２条　防災会議は、会長が招集し、議長となる。

２　委員が、事故のため会議に出席できないときは、あらかじめ書面により会長に通知した上で代理者を出席させることができる。

３　前項の代理者は、委員として議案の議決権を有するものとする。

４　防災会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

５　防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専決）

第３条　防災会議が成立しないとき、会長が防災会議を招集するいとまがないと認めるとき、又は、防災会議において処理すべき事件を議決しないときは、会長は、防災会議が処理すべき件を専決処分することができる。

２　一部の機関のみに関係ある事件について、会長は、該当機関に属する委員と協議して処分することができる。

３　防災会議の処理すべき事件で、特に軽易な事件は、会長が専決処分することができる。

４　会長は、前３項の規定により処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。この場合、第１項及び第２項の規定による処分については、その承認を求めなければならない。

（委任）

第４条　この規程に定めるもののほか、防災会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

（会議の庶務）

第５条　会議の庶務は、危機管理室が処理する。

附　則

この規程は、防災会議において議決した日から施行する。

（昭和４２．９．１３議決）

（平成１８．６．　８議決）